

総務委員会会議記録

総務委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 26 年 1 月 15 日（水曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 46 分散会
（うち休憩 午後 0 時 2 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木博委員、
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
水野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、野中広聴広報課総括課長、
上和野広聴広報課報道監
 - (2) 総務部
小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、佐藤参事兼財政課総括課長、
小向税務課総括課長
 - (3) 政策地域部
中村政策地域部長、紺野政策地域部副部長兼地域振興室長、
松川参事兼NPO文化国際課総括課長
 - (4) 国体・障がい者スポーツ大会局
松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、西村副局長、小友総務課総括課長、
伊藤特命参事、安部施設課総括課長、高橋競技式典課総括課長
 - (5) 警察本部
安岡警務部長、照井監察課長
- 7 一般傍聴者
1 人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第79号 尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願

イ 受理番号第92号 新聞に消費税軽減税率適用を求める請願

(3) 継続調査

ア 広聴広報事業について（秘書広報室関係）

イ 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の準備状況について（国体・障がい者スポーツ大会局関係）

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 おはようございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の会議に先立ち、警察本部より職員の非違事案について発言を求められております。本日は、閉会中の委員会であり、さきの12月定例会において閉会中の継続審査及び継続調査事件として議決されているものに警察本部関係の案件がないため、警察本部関係職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、発言を許したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○安岡警務部長 お許しをいただきまして、警察職員の非違事案につきまして、報告とおわびを申し上げます。

さきの報道で、既に御承知のことと思ひますが、昨年12月、警察本部機動隊に勤務する警察官が酒気帯び運転の上、物損交通事故を起こしたことで逮捕され、1月10日付で免職の懲戒処分としております。

また、昨年3月、警察署に勤務する事務職員が拾得物を私的に流用したとして、12月19日付で停職3カ月の懲戒処分としております。

さきの12月議会では、研修費等にかかわる詐欺で逮捕した警察官の事案について御報告し、再発防止、信頼回復に取り組んでいたところでありますが、今回のような事案が発生したことはまことに遺憾であります。この場をおかりいたしまして、被害に遭われた方々を初め、県民の皆様におわび申し上げる次第でございます。

県警察といたしましては、非違事案の絶無に向け、全職員に対する職務倫理教養や綱紀粛正の再徹底を図るとともに、県民の安全、安心の確保という警察責務の原点をいま一度確認させ、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

○岩崎友一委員長 今回の件についてよろしいですか。

○嵯峨耆朗委員 お疲れさまです。いろいろ続いていて大変だと思いますが、きょうの新聞にも懲戒処分を公表せずという形で出ておりましたが、基準があって公表するに該当しないということですのでけれども、改めてこの1年間は数がかなり多いという話を聞きます。その理由をどう捉えているのかお尋ねします。

○安岡警務部長 まず、私どもは非違事案防止ということで、さまざまな形で教養はしておったのですけれども、それがまだ個々の職員にまで届いていなかったということなのではないかと思っております。

あともう一つは、幹部の部下職員に対する把握が不十分であったという点があったと思ひまして、深く反省しているところでございます。

今後につきましては、このようなことが起こると、県民の皆様の信頼に対してこれ以上傷をつけるわけにはいきませんので、再発防止に、しっかり引き続きさまざまな会議の場で、例えば直近では警察署長会議がございましてけれども、その際にもこの非違事案防止ということを主要なテーマといたしまして討論したいと思ひます。さらには、システマ的なところにつきましても、内部通報の制度をこの1月6日から新しく始めたというところでございまして、拾得物については、廃棄すべき物品を廃棄するときに、幹部の職員が立ち会って、しっかり廃棄されたということを書面を確認するといったシステマ的な対応というのもやっているところでございましてけれども、いずれにいたしましても再発防止にしっかりと努めるとともに、警察本来の任務であります県民の皆様の安全、安心を守るという任務をしっかりと果たすということによりまして、信頼回復に全力を挙げていきたいと思ひているところであります。

○嵯峨耆朗委員 報道によると、昨年懲戒処分を受けた警察職員は10人に上り、前年の2倍になっているということです。これが多分事実なのだと思うのですけれども、思ったところでいいのですけれども、なぜそうなったと思ひているのかを聞きたいのです。実際理由はなかなかわからないです。

それと、例えば今の説明ですと、そのように当たり前になっているかどうかをチェックする体制が整っていなかったということですね。本来であれば、チェックしなくても当たり前にはどうしたらいいかということを考えるべきだと思うのです。そうなっていないことに問題があると思ひますけれども、それを1人でも当たり前には処理すべきことを処理しない状態でこうなった。そのときにチェックしてちゃんとやるようにしていく。そういった点はどのようにできるものなのか。

○安岡警務部長 実際上、非違事案を起こさないようにするというシステマ的な話もそうなのですけれども、嵯峨委員御指摘のとおり、個々の職員の意識というのがやはり大きなウエートを占めると思ひます。そういった意味で、実際このような事案を起こしてしまった人間に後で聴取をいたしますと、非違事案防止の教養を受けてはいたけれども、自分のこととしてそのときは考えられなかった、人ごととして捉えていたというようなこと

を申し立てる者もおりましたので、そこは我々としても、非違事案防止の教養が一人一人の心に響くような、自分のこととして考えてもらえるような形の教養を工夫してやっていく必要があると思っていますところでございます。

○**嵯峨老朗委員** さっきの質問と同じですけれども、倍になったというのが事実だとすれば、なぜことしはこのようになったかと思っていますか、安岡警務部長。

○**安岡警務部長** そこは、繰り返しになってしまいますけれども、個々の職員に対して我々の非違事案防止の教養が届いていない部分があったという話と、管理職員が部下のいろいろな事情を把握して、非違事案になる前に、早期に芽の段階から摘んでいくというようなことが不十分であったのかなと考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** 再発防止策として、具体的にどのようなことに取り組んでいる経過だったのかということをお伺いしたいのと、あと内部通報ができるシステムをつくったということで、現在までどのような通報があったのか。またそれらについて、どのように対処してきたのかをお伺いします。

○**安岡警務部長** 内部通報の制度につきましては、もともと内部にしっかりした窓口を設けていなかったということもあったのかもしれませんが、制度としてはありましたが、使われてはいないという状況がありました。この1月6日に制度を始めたところでございまして、内部の窓口に通報しにくいような方も外部に通報できるようなシステムを設けましたので、これからしっかりと運用していきたいと考えているところでございます。

それから、最初の御質問の再発防止の話につきましては、拾得物の話については、もともと廃棄をする際にしっかり幹部がチェックするというシステムがなかったところです。そういうことで、新しくそういうシステムを設けたという話でございます。

あとは、再発防止の話については、職場の朝礼ですとか、あるいはいろいろな研修時の教養ですとか、そういうところでいろいろ取り組んではいたのですが、先ほどの繰り返しにもなりますが、実際には心に響いていなかった点もあったのではないかとということで、しっかり一人一人の心に届くようなやり方を今後考えていきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 内部通報とか外部からの通報という話については、本来であればこれがなくても、職場の上司も含めて関係を密にしていれば、特に必要のないものだと思いますが、恐らく風通しも含めて何らかのよくない部分も、あるいはそのような部署もあるのではないかと思います。いずれにしてもせつかくつくった制度、体制であれば、しっかりと運用をしていただきたいと思いますし、再発防止の中でもいろいろと取り組んできたということで、いろいろとは何かということが本来お伺いしたいところですが、システム上であれば、そのシステムのところをしっかりと、何が足りなかったのかということなのですが、恐らくさまざま出ている事案等については、職務とかけ離れた一人間としてであったり、本来やってはいけない、警察としては取り締まるべき事案について、みずからがそれを犯してしまっているという事案等も発生しているわけであって、それらについてはどのように対処していこうとしているのかを伺います。それとあわせて、公表の基準という

のはどのようにしているのか。

○**照井監察課長** まず、先ほど出されました、どういう対策をしてきたのかということですが、警察官としての職務倫理の欠如が非違事案の発生を倍にしたという要因があると考えております。いわゆる警察職員としての自覚が欠如しているということが認められますので、自覚を持たせる施策をこれから実施してまいりたいと思っております。具体的には、個々の面接もやっておりますが、職員が抱える悩み等を勘案しながら、非違事案という非行に走らないように指導してまいりたいと思っております。

あともう一点、御質問がありました公表の基準でございますが、けさ報道されました住居侵入事案につきましては、私行上の非違事案ということになりまして、停職以上が公表する基準になっております。今回は減給6カ月でございますので公表をしなかったと。これは、被害者関係者のプライバシーも考慮したということが公表しなかった理由でございます。

○**工藤大輔委員** プライバシーを守るということも大事だと思いますが、恐らく公表しても私はプライバシーを守れた事案ではないのかなと。きょうの新聞を見て、もう少し後で具体的に聞かなければならないと思っておりますが、警察の中の基準は、県職員あるいは一般も含めた基準と合致させる中で、一緒の公表基準だということなのか。今回公表する、しないという事案の基準については、警察独自の基準なのか。他の公務員等も含めて、あわせてお願いします。

○**照井監察課長** 公表の指針というのは、警察特有の指針でございます。警察庁から示されているものでございます。

○**工藤大輔委員** 他の団体であったり、一般も含めて、同様の事例が発生した際には、公表するのか、あるいは公表しないのか、どちらなのでしょう。

○**照井監察課長** 公表する、しないは、県警内の非違事案ということで限定してよろしいでしょうか。

○**工藤大輔委員** もう一度伺いますが、今回の事案等言えば、警察の中の基準だということですが、例えば知事部局であったり、市町村であったり、あるいは民間であったり、そういった方が仮に同様の事案を出してしまった際に公表するのか、しないのかをお伺いします。

○**照井監察課長** 公表する、しないにつきましては、各部局の判断ということになります。

○**工藤大輔委員** 警察サイドから公表するのか、しないか。

○**照井監察課長** 多分、工藤委員がおっしゃるのは、逮捕事案で公表するのか、しないのかということだと思うのですが、今の御質問は懲戒処分という内部のことですので、それについては、私からは言及できないと……。

○**工藤大輔委員** 民間であったり、公務員であれば基準があるから公表しない。警察の中での基準もそうだと。県庁サイドであれば、県庁サイドの判断で公表するのか、しないの

か。そうではなくて、警察サイドから公表するのか、しないのかという判断はないのか。あるいは、もう一つ、民間の人が同様の案件を出したら公表するのかしないのかということをもう一度お聞きします。

○**照井監察課長** 民間で公表する、しないは、民間の判断だと思います。警察、県警の懲戒処分の公表といいますのは、指針を参考としつつも、県内の諸情勢を勘案して、その都度判断していかなければならないものと考えております。今回の住居侵入の事案につきましては、処分が減給でございましたので公表を差し控えたということでございます。他の知事部局の関係につきましては、コメントをする立場にはないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○**久保孝喜委員** 工藤委員の最後の質問と一緒になのですが、示されている公表ルールというものについては、県警本部として独自の裁量は全くないものなのかどうか。

○**安岡警務部長** 懲戒処分の公表の指針というものについては、警察庁から示されているものでして、全国、その指針の基準に沿って運用しているものでございます。原則については、照井監察課長が説明したとおり、私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分については発表を行うということになってございますが、裁量があるのか、ないのかというお話でございますが、それ以外であっても行為の態様ですとか、行為の公務内外に及ぼす影響、それから職員の職責がどのレベルの職員であるのかということがありますけれども、そういったものなどを勘案して、国民の信頼を確保するために発表することが適当であると認められる懲戒処分については、発表を行ってもよいというような基準になっております。今回は、それには当たらないものだという判断を県警でいたしまして、この事案については公表をいたしませんでした。

○**久保孝喜委員** 先ほど来話になっている再発防止の観点で言えば、これほどの事案が発生をしている。しかも、震災以後、警察官に対する信頼というのが大きく高まっている中でのこうした事案ですから、県民の信頼を回復するためには相当思い切ったこともしていかなければならないと思うのです。そういう意味では、今言った裁量の範囲の問題を県警としても厳しく捉えて、例えば本来であれば実名公表だけでも、実名公表に至らない次の段階の公表にするとか、さまざまな工夫はあり得るのだろうと私は思います。ましてや、そういう公表をすることによって社会的な反響というのを受けて、内部統制に生かせるということだって当然あるわけですから、そういう思い切ったことをしていかない限り、公表云々の問題は再発防止に大きくかかわってくると思いますが、検討する余地はあるのでしょうか。

○**安岡警務部長** 久保委員御指摘の話を重く受けとめて、ただ公表する、しないの話はそれぞれ個別の事案に即して、それぞれ千差万別でございますので、一つ一つの事案について公表する、しないという判断をしていきたいと思っております。

○**久保孝喜委員** 最後に、今の話はぜひ真剣に検討していただきたい。今回のけさの報道のように過去の事案が表に出たときに、県民がどう思うのかというところを、結局身内の

話は隠しているのかという話に勢いなくなってしまいがちなわけです。そうすると、本来事案が発生した時点で適切に処理しておけば何の問題もなかったことが、こういう形でまた新たな信頼感を失っていくという悪循環になっているわけです。だから、そこの本丸に手をつけないと、そこをやっていかないとだめだと私は思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○岩崎友一委員長 それでは、以上をもって警務部長からの報告を終わります。警察本部の皆様は退席されて結構です。

執行部が入室しますので、少々お待ち願います。

それでは、これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

この際、1月10日付で議長において商工文教委員会から当委員会に所属変更されました柳村岩見委員を御紹介申し上げます。柳村岩見委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○柳村岩見委員 出たり入ったり、まことに御迷惑をおかけしております。私の個人の意思ではございません。どうか心からお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 次に、委員席の変更についてお諮りいたします。今回の委員会の所属変更に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第79号尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願を議題といたします。

本請願に対し、質疑、御意見はございませんか。もし質問いただきまして、当局で答えられる範囲では答えていただけるものでありますので、もしございましたらお願いします。

〔「なし」「継続」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑、御意見等がないようでございますので、本請願の取り扱いを決めたいと思いますが、今継続という御意見がございますけれども、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第92号新聞に消費税軽減税率適用を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○小向税務課総括課長 受理番号第92号新聞に消費税軽減税率適用を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料、新聞に消費税軽減税率適用を求める請願に関する説明資料により説明させていただきます。

恐縮ですが、まず資料の裏側をごらんいただきたいと思います。本資料は、平成25年12

月5日の総務委員会において配付したものでございます。その時点での情報として、1の平成25年度税制改正大綱の記載内容及び2の与党税制協議会の中間報告の内容について御説明を申し上げます。

平成25年度の与党の税制改正大綱においては、与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、中間報告をするとされ、これを受けて昨年11月12日にまとめられた中間報告での主な意見は、下の表のとおりとなっております。その後、平成26年度税制改正大綱が与党により12月12日に発表されまして、12月24日に閣議決定されたことは、委員の皆様御承知のとおりでございます。

資料の表面にお移り願います。平成26年度税制改正大綱でございますが、資料はその基本的な考え方が述べられております与党税制改正大綱を引用しております。今回の税制改正大綱においては、消費税の軽減税率制度については、社会保障と税の一体改革の原点に立って、必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。引き続き、与党税制協議会において軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得るということが明記されております。今後、消費税率10%への引き上げの判断とあわせ、対象品目や税率などの検討がなされるものと思われまふ。以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

○久保孝喜委員 意見を申し上げたいと思います。前回の委員会でも申し上げたところですが、軽減税率の問題は非常に大きな関心と呼んでいる国民的関心事でもあると思います。他の都道府県議会では、一部軽減税率を求める決議などがなされているわけですが、大方は報道、出版というところにくくっているということも現実としてあるわけですが、今回のように、提出者が公益社団法人日本新聞販売協会ですから、いかんともしがたいわけですが、単に1品目を取り上げて軽減税率の是か非かということを議論するには、まだまだスケジュール的にも早計だろうと思います。

よって、これは継続をした上で、できることであれば、そういう出版文化に期する意味も含めた範囲の拡大の中での請願、あるいは意見書という形になることを望みたいわけですが、岩崎委員長において提出者との接触なども図った上で、継続の扱いにすべきだろうと思います。

○嵯峨耆朗委員 私も、原則的に今の意見でいいと思うのですが、なぜ新聞だけなのか、新聞らしからぬ請願だと思っておりますけれども、今言われた書籍も含めて、軽減税率が必要な食料品とか、いろんな議論があるわけですから、その中でやるべきことなので継続をお願いします。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、本請願の取り扱いについて決めたいと思いますけれども、ただいまの御意見で継続という御意見がありましたけれども、ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、御異議がないようでございますので、本請願につきまして継続審査と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。会場の準備のため、少々お待ち願います。

次に、広聴広報事業について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。なお、説明はパワーポイント等を使用して行うとのことですので、あらかじめ御了承願います。それでは、当局から説明を求めます。

○野中広聴広報課総括課長 それでは、広聴広報事業につきましてパワーポイントを使って御説明させていただきます。お手元に配付してございます資料は、パワーポイントの画面と同じでございます。なお、本日は、このパワーポイントでの説明の後、今年度新たに取り組んでおります海外向けの広報の中から、昨年8月に開催いたしました米国での復興の取り組みの発信事業について報道されたニュースの一部を後ほど映像でごらんをいただきたいと考えております。

それでは、早速説明に入らせていただきます。本日御説明いたします項目でございます。三つございます。広聴、それから広報、報道、この三つに分けて御説明をさせていただきます。広聴につきましては、説明項目は県政懇談会、県政提言、希望郷いわてモニター、あるいは希望郷いわて文化大使。それから、広報につきましては、県内向け、県外向け、海外向け、ウェブ、インターネットを活用した情報発信。報道につきましては、知事の記者会見等について御説明をさせていただく予定にしております。

まず1の、広聴の県政懇談会でございますが、お手元の資料では2ページになります。県政懇談会は、知事が直接県民の方々から御意見をお聞きいたしまして、それを県政運営に生かしていく趣旨で開催しているものでございます。震災後、復興に向かって県民一体となって取り組む意識を醸成する機会として、復興をテーマに開催しております。

今年度は、被災された方々、あるいはなりわいの再生に取り組んでいる方々、被災地で頑張っている高校生等の若手の方々、そしてILCの誘致など、未来を切り拓くプロジェクトに取り組んでいる方々に御出席をいただきまして、「がんばろう！岩手」意見交換会として実施してございます。実施につきましては、沿岸市町村を中心におおむね月1回、年12回の開催を計画しておりまして、これまで10回実施しているものでございます。

出席された方々からは、意見交換会を通じて情報の共有が図られた、あるいは出席者同士でお互い連携して今後頑張っていこうという気持ちになったというようなお話もございまして、懇談会の目的であるそういったところに一つの成果があるのかなと考えてございます。

次に、県政提言についてでございます。県政提言は、県民の声を県政に反映させ、また県民との協働による地域づくりを推進するために、県政に対する意見、提言をいただいているものでございまして、文書、来訪、あるいはメール、電話等で受け付けをしております。

す。受け付けた提言につきましては、庁内担当部署に送付いたしまして、業務の参考にしていただくとともに、提言者には速やかに、おおむね1週間以内ということで回答し、その内容はホームページで公表しているところでございます。受理件数につきましては、平成25年1月から9月までの間でございますが、211件となっております、平成24年と同程度となっております。

主な提言の内容でございますが、住宅再建、あるいはコミュニティづくりなど、暮らしの再建や店舗の再開、あるいは人材確保など、なりわいの再生、こういった復興関連の提言が多く寄せられているところでございます。

次に、希望郷いわてモニターでございますが、資料では3ページになります。希望郷いわてモニターは、県内に住所を有する20歳以上の方、約300人の方々に委嘱をしております、県政に対する御意見をお聞きし、県政運営の参考としているものでございます。今年度は4回ほど実施しているところでございます。

次に、希望郷いわて文化大使でございます。希望郷いわて文化大使は、県内に在住している方で、本県に理解や共感、あるいは愛着を持たれ、文化を中心とした魅力の発信に御協力いただける方に委嘱させていただいております、現在131人の方をお願いしております。また、希望郷いわて文化大使には、震災後多くの募金活動、義援金、あるいはチャリティーコンサートなどの開催の支援を初め、県産食材等、岩手の魅力のPRなど、さまざまな形で御支援を頂戴しているところでございます。

次に、2の広報でございます。広報につきましては、県民計画の取り組み、このほかに復興の情報、岩手の魅力といったものを海外を含む県内外に強力に発信することを狙いに取り組んでいるものでございます。

資料4ページになりますが、県内向け広報につきましては、全戸配布のいわてグラフ等の紙媒体、それからテレビ、ラジオの電波媒体により復旧、復興に関する情報を的確に伝えることを重点に置きながら、内陸から沿岸への応援する取り組みを取り上げまして、沿岸と内陸をつなげる広報を展開しているところでございます。

具体的には、いわてグラフでございますが、これは県内向け広報の主要媒体の一つと位置づけておりまして、県内全戸配布しているものでございます。年5回、隔月で発行しております、インターネットを利用できない方も含めて、全ての年齢層に確実に情報提供できる媒体として活用しているものでございます。なお、今年度の紙面の概要につきましては記載のとおりでございますが、復興には人と人のつながりとか、人の力といったものが非常に重要だということで、人に着目した復興情報の発信に取り組んでいるところでございます。

紙媒体のもう一つであります、新聞広報でございます。資料の5ページです。これは、いわてグラフを発行しない月、年7回ございますが、県の各種制度や生活関連情報、イベント情報をお知らせしております、県内の岩手日報、岩手日日新聞、東海新報、釜石新聞の4紙の広告欄に掲載し、お知らせをしているものでございます。年70テーマを広報さ

せていただいております。

次に、テレビ、ラジオの電波媒体でございます。これは県政番組で3分番組でございますが、県の各種制度、生活関連、加えまして未来を切り拓くプロジェクトであるILC、三陸ジオパークなどの取り組みを民放4局で、毎週1テーマを週6回放送しておりまして、年間では50テーマの放送を予定しているものでございます。

また、県政特別番組は30分の放送でございまして、県の重要な取り組みをより詳しく発信するという考え方で年5回放送を計画しているものでございます。昨年8月に開催しました知事による米国での岩手県復興報告や、9月に日本ジオパークに認定された三陸ジオパークの魅力といったものを放送してございますし、2月には震災後3年を迎えるということで、復興加速年の歩み～次のステージへ向けて、というテーマで放送を予定しております。そのほか、生活関連情報等、県からのお知らせにつきましては、テレビ、ラジオで年間450テーマを発信していく予定でございます。

次に、県外向けの広報でございますが、資料の6ページになります。二つの柱で発信してございまして、一つ目は、復興に向かう岩手の姿を発信し、震災を風化させずに継続的な支援につなげていくことを狙いにしております。二つ目は、岩手の魅力を発信しまして、岩手のイメージアップ、岩手ファンの拡大につなげていくことを狙いとしております。

今年度は、NHK朝の連続テレビ小説、あまちゃんを活用しまして、岩手の魅力発信につきましては、前半に集中的に発信してきております。後半は、震災3年目の節目を迎える3月に向け、復興に向かう岩手の姿の発信に取り組んでいるところでございます。

まず、岩手の魅力発信につきましては、資料は8ページになります。岩手ファンの拡大というものは、観光客の誘客あるいは県産品の購買等につながりまして、復興に大きく貢献するという考え方の中で、今年度はあまちゃんを最大限に活用しまして、三陸の魅力、岩手の魅力の発信に取り組んでいるところでございます。

具体的には、資料の9ページになりますが、あまちゃんに関連した主演の方、あるいは駅長役であった杉本氏等を活用しまして、2種類のポスター、約7,000枚を制作いたしまして、首都圏の鉄道駅での掲示を中心に、また復興イベント等で活用し、情報を発信しているところでございます。

それから、イメージコンテンツ、これは15秒の動画でございますが、これも、あまちゃんの杉本氏をナビゲーターとして起用しながら、三陸の食文化と地域文化を織りまぜて、三陸の魅力を象徴的に取り上げた15秒の動画でございますが、県のホームページの特設サイト上で公開しておりますし、またイベント等での活用を図っているところでございます。

そのほか、シニアを対象とした訴求を図るということで、雑誌等への掲載をしまして、これらを効果的な形で発信するという取り組みをしているところでございます。

また、復興に向かう岩手の姿の発信につきましては、資料は7ページになります。これは、震災の風化の防止の観点から復興に取り組む姿を発信しまして、先ほど申し上げまし

たように、今後復興への関心が高まる3月という節目に向けて、効果的に取り上げ、情報発信していこうと考えております。ポスターでは、復興後の岩手を支える子供たち、あるいは若者に笑顔を咲かせる取り組みを行っている、いわゆる復興支援に取り組む人を取り上げておまして、またイメージコンテンツ、インターネットのPR動画では、被災者の声、あるいは復興に取り組む人を取り上げておまして、厳しい環境に置かれながら、ひたむきに、そして前を向いて取り組んでいる姿を発信しておまして、見ている人に共感を得ていただいて、継続的な支援の喚起につなげていこうということで取り組んでいる状況でございます。

次に、資料の10ページ、海外向けの広報でございます。これは今年度、新たに取り組んでいる事業でございます。これまでの復興支援を通じまして、育んだ国内外のつながりを生かして復興に立ち上がる岩手の姿を情報発信いたしまして、国内外のメディアの報道を通じて本県の注目度を高める。そして、震災の記憶を風化させずに継続的な支援を喚起するという狙いに取り組んでいるものでございます。

米国での情報発信事業につきましては、資料11ページになりますが、昨年8月に知事の海外出張の機会を活用しまして、米国において東日本大震災津波岩手県復興報告という取り組みをプレゼンいたしまして、御支援いただいた方々にあわせて御礼を申し述べたところでございます。

それから、二つ目は、米国政府に対する表敬を行いまして、御礼とともに継続的な交流の要請等を行ったところでございます。

米国事業の三つ目でございますが、これは復興写真展でございまして、ニューヨークにあります日本国総領事館で1カ月間復興写真パネルの展示を行ったところでございます。

こうしたこれらの取り組みは、国内外のメディアを通じて報道されたところでございます。

次に、米国を含む海外への情報発信につきましては、資料12ページでございますが、海外メディアに対する情報発信としまして、この2月に知事による復興の取り組みのブリーフィングを実施する予定としております。また、今月でございますが、外務省主催の行事に参画いたしまして、在京の外国政府あるいは企業等に対しまして、復興及び観光物産など岩手の魅力を発信していくこととしてございます。

次に、インターネットによる情報発信についてでございます。一つ目は、県のホームページによるものでございまして、これは県政の総合的な情報を網羅しまして、適時的確に情報発信しているところでございます。今年度、上半期のアクセス件数は、月平均で35万件を超えておまして、昨年度の月平均に比べますと9万件ほど増加しております。

また、ツイッターあるいはフェイスブックを活用しておまして、これは県政情報のほかに岩手の魅力、それから緊急的な災害の情報を迅速かつリアルタイムに随時発信しているところでございます。ツイッター、フェイスブックも、震災前に比べると相当数の数となっております。ツイッターについては現在関心を持って見ていただいている方が4万

5,000人を超えておりました、フェイスブックにつきましては6,000人を超えている状況になっております。これは全国の中でも相当の数となっております。

次に、昨年度から取り組んでおります県の公式ホームページの見直しについてでございます。資料13ページになります。震災直後にアクセスが集中しまして、つながりにくくなったことがございます。また、日本工業規格 J I S の改正がされまして、高齢者や障がい者の方も含めて快適に利用できるようにするというので、そのような改正がされております。こういったものに対応するために、現在アクセスが集中しても不便なくホームページが利用できる、あるいは高齢者等誰でも快適に利用できるというものを目指しまして、ホームページのリニューアルに取り組んでおります。本年2月にはリニューアルを終えまして運用を開始したいと考えております。

最後に3の報道についてであります。県政情報を効果的に発信するためには、県が行う情報発信、いわゆる直接的な発信に加えまして、報道を通じて行うパブリシティが極めて重要であると考えておりました、特に知事の記者会見、あるいは関係部局長等による記者発表、そして県政記者クラブへの資料提供を行っているところでございます。

まず、知事記者会見は県政の重要な情報などを知事から直接発表していただいております。原則毎週月曜日に実施しております、記者会見数、あるいは発表件数は表のとおりでございますが、昨年度と同程度の件数となっているものでございます。

次に、記者発表につきましては、特にニュース性のあるもの、あるいは資料だけではなかなかわかりづらいものを関係部局長が県政記者室で発表、あるいは詳細な説明をしながら発信していくものでございます。

また、資料提供につきましては、定例的な情報等について県政記者クラブの加盟社等に対して資料提供を実施しております。なお、県政記者クラブ以外では、必要に応じまして都道府県記者クラブへの資料提供を実施しているところでございます。

以上、広聴広報事業ということで御説明をさせていただきました。なお、この後、先ほど冒頭に申し上げましたように、今年度新たに取り組みました海外向け広報の中から、米国での発信事業について報道されたニュースがございますので、その一部を映像でごらんいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

[ニュース映像]

それでは、映像が続いておりますが、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○岩崎友一委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○柳村岩見委員 大変御苦労さまでした。広聴広報という仕事は大変重要な仕事で、歴史的に出した結果を思えば、そら恐ろしいくらい重要なことなのであります。そこまでいかないまでも、広聴広報を現代視点でおやりになるということでも十分重要的な事柄であります。

その中で感じますのは、今説明にあったことだけではなく、知事との県政懇談会において、必ずしも私が過去に同席した県政懇談会では、決して意見交換にはなっていないのです。招かれた人が発表して、知事がコメントして終わるということでもあります。何もそれを話し合いとも意見交換とも言わない。発表会にコメントをつけただけにすぎないというのが一つの感想であります。その改善点についてお伺いしたい。種類によってはそうあるべきもの、そうであってはならないもの、何種類かが分野的にはあると思います。知事がコメントを短く言って終わり、話のキャッチボールになっていないということが1点目です。

それから、以前広聴広報課の大きな仕事の中で、今は広域振興局を窓口にして市町村が統一要望にやってくるということでもあります。あの是非について、以前やっていた方法をなぜ今の方法にしなければならないのか。それは、今の広聴広報課の皆さんが、秘書広報室の皆さんが決めたのではないとしても、こうなのでこうしたと、そうしてこうなって続いていっているのだということの認識と定義づけについては持っていなければいけない。過去の人々がそういう方法をしたから、今そのようにやっていたのでは済まない。なぜあの方法は今の方法にならなければならないのか。そのことがもたらした結果として、市町村と知事との間に距離感ができてしまったということがよく言われるのです。もちろんそのことだけではなく、そのことをもたらした要因は他にもあるのですけれども、それも一つの大きな要因になっている。いつ知事が市町村に親しく課題について話をする機会があるのか。あの方法ではなくて、今こういう方法がありますということがあるなら言ってほしいと思います。

あと3点目ですけれども、かつて各部局長あるいは各部局が出した覚えのない情報が新聞紙上に掲載されている。それも議会が開かれる、あるいは議会に説明するちょっと前にタイミングよく載るということを指摘しまして、マスコミの方々に大変お叱りを受けた経験があります。公開質問状をよこすという話まであって、議会運営委員会にそのことがかかるという手前までいったことが私自身ありました。私がそのときに申し上げたのは、出そうと思って出した情報はオーケーです。あるいは投げ込み、発表、意図的に掲載してほしい、報道してほしいという情報はいいのです。出したくない情報が出たというのは管理上問題ではないのかと言ったのです。ただそれだけの話です。出したくないのは出したくないという管理をする。出したいのは出すという管理をするということができていなければいけませんよと言っただけの話であって、今大分そこは整理されて上手にされている様子ですが、その取り組みについての3点の御説明をお願いします。

○野中広聴広報課総括課長 まず1点目の県政懇談会の実施状況と伺いますか、今の形態についてだと思います。これにつきましては、限られた時間の中で効果的に御意見をいただくという趣旨の中で開催をしてございます。それで、今の実態が柳村委員が御指摘した内容ではないかということでございますけれども、決して全ての方々の発表後にコメントするというだけではなく、お話をいただいている中でその都度コメントするというこ

ともございまして、そのときの県政懇談会のメンバー、あるいはその内容によって、その時々でその都度発表した方にすぐコメントを投げ返すとか、あるいは一通り終わった後にコメントをするといった形で開催をしているものでございます。

それから、市町村の統一要望の関係でございます。これは、振興局が4局体制になりました、その段階におきまして、地域のことがよく把握できる広域振興局におきまして、市町村の声、要望というものを広域振興局長がお話を聞く、把握するという仕組みでスタートをして、今日に至っております、そういうことで市町村の統一要望につきましては各広域振興局が市町村の要望に応じて、日にち、時間等を決めてお話を承るということでございます。

また、市町村からの要望の内容等につきましては、広域振興局長から、必要な都度、知事に情報を上げておまして、また市町村の要望が全て終わった段階では、私どもで全体を取りまとめて知事に報告をしているところでございます。

○水野秘書広報室長 3点ございましたけれども、ただいま2点を御説明申し上げました。それから、市町村長との懇談等、なかなか機会が少ないのではないかというお話がございまして、過去にもいろんな機会を通じまして御答弁申し上げたことがございますが、要望等あるいはいろいろな懇談会におきましては、公式行事という形での懇談として、いろいろな方々と御懇談をいただくということがございます。ただ、機会によりましては、知事が多様な機会を通じまして、懇談会以外の場でも直接お話しすることが多々ございます。私どもが同行している場合もございまして、あるいは他の機会でお会いしていることもございます。例えば先日もちょっと機会がございまして、懇談会の場の以前に昼食をする機会がございました。そういう両者が時間をとれるというような機会を通じまして、必要な場合については極力懇談いただく。公式的な場だけではなくて、そういう前後の機会を通じまして、何かしら課題等につきましてお話を聞く機会がございましたらば、私どもといたしましてもなるべくそういう機会を、両者の折り合う時間を持ちまして、お話しする機会を設けられればよいということで、そのような機会を設けさせていただいているという状況でございます。

それから、報道の関係につきましては、きょうも御同席いただいておりますけれども、記者クラブの皆さんとの関係もございまして、100%うまくかみ合って新聞等に載ることがベストではございますけれども、そうではない場合も若干ありまして、その点は申しわけないということもございまして、ただ当方といたしましては、記者クラブが広聴広報課の部屋のご近所でございますので、なるべく密接な関係を持ちまして、お互いに新聞あるいはテレビ等で報道することにつきましては、密接に連絡をとりながらということで極力頑張っておりますけれども、中には、先ほど申し上げましたように、ちょっとというようなこともございます。ただ、そういう機会が極力ないように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○柳村岩見委員 では、1点だけ。過去の増田知事時代に、葛巻町の市町村要望に出かけ

ていって、要望を聞いて、ワインを飲みながら食事をするということまでありました。葛巻町の方々は歓迎されまして、大変和やかな市町村要望になったという経験もあります。それから、要望現場、道路河川、その現場を見たという歴史もあります。知事が見たらすぐに直さなければまずいから大変ではないのかと思いますが、平気で見に来たのです。そこは直りました。けれども、直っていないところもあるのです。知事が見ても直っていないというのは大問題だということを行っているわけではない。そういうこともあったということ。

私が思うに、知事は出たくて、出たくて、出ていきたくてしょうがないという状況に普通はあるべきだし、あるのだろうと思うのです。行って現地を見たい、現地の方々と話したい、そういう心境にある。それを職員の皆さんがとめるという状況が正常な姿です。ほかの公務に差し支えありますよと、見たらやらなければならないから、お金がついていきませんと、とめるというのが普通なのです。今なるべく行きたくない、なるべくほかの人に聞いてほしい、四つのブロックの広域振興局ができたから、その局長に聞いてもらう。

実は、いろんな機会で知事もいろんな方と懇談をしておりますと言いますがけれども、市町村要望では、正副議長も入っていますし、議会の常任委員長も入っている。もちろん副市長も入っている、副町長も入っている。食事をしたって、そんなのをそっくりそろえて懇談しているわけではないでしょう。

だから、もっときちっと理論武装しなければならない。なぜ過去のことが悪くて、今の方法がいいのかという理論武装は、それでは甘い。きちっと理論武装をしないと県民のためにならない。そこを、皆さんは歴史的にいろんな知事をいただくわけですから、その中の理論武装をきちっとして、方法を考えていかないと。この方法によってここが足りなくなるよね、その部分を補うのはこういう方法だということを編み出して、全て満足できるかは別としても、その努力をしなかったらいびつなるのだよ、歴史によって。知事と地域ということがいびつになっていく。それを考えてやらなければ。これは答弁要りません。

○佐々木博委員 私も、市町村要望については、今の柳村委員と同じ意見です。ですから、このことについては繰り返して申し上げますが、ただ広域振興局長からまとめて報告を受けるのと、直接自分が出向いて直接話を聞くのでは全然違うわけですから、そこは大いに改善の余地があるのではないかということだけは申し上げておきたいと思います。

あともう一つ、広聴というのは広く意見を聞くということでもありますけれども、先ほども出ましたけれども、県政懇談会です。県側で出席者をセットして話を聞いている会合ばかりあるようですけれども、そういった会合も必要だと思いますけれども、そうではなくて、特に対象を決めない方々の意見を聞く広聴、広く聞くという意味が広聴なわけですから、そういった会が余りにも少ないのではないかと思いますので、そのことについても改善をすべきではないかと思います。今のは提言です。

それで、次、質問ですけれども、先ほど県政特別番組を、テレビで30分番組とかつくっ

ていますけれども、この番組の視聴率というのはどのくらいになっているのかお伺いしたいと思います。

○野中広聴広報課総括課長 県政特別番組、30分番組につきましては、各放送局、4局あるわけですが、約七、八%程度と聞いております。なお、県政番組につきましては、週6回、同じテーマで放送しておりますので、合計の視聴率は50%を超えているという状況でございます。

○佐々木博委員 合計の視聴率が50%を超えているというのは、足せばそうなるという話で、見ている人は一緒かもしれないわけですから、それは全然違う計算だと思います。ただ、7%から8%というのは、私が思っていたよりは高い視聴率です。私は、視聴率は実はもっと低いと思った。というのは、番組が少しかた過ぎる。やはり今は少し柔らかいところもないと、なかなかテレビというのは見てもらえない時代ではないかと思ひまして、一般に県政番組を、私も時々見ますけれども、ちょっとかた過ぎるのではないかと思ひまして、その辺も少し工夫の余地があるのではないかと。

私は、広島県が県としては広報活動が大変上手ではないかと思ひて、一昨年ですけれども、広島県に行って、いろいろなやり方について調査してまいりました。広島県の場合は、民間のリクルートから広報の担当者に来ていただいて、それで大分改革をなさって、その方は広島県が終わったら今度京都府からも声がかかりまして、単行本も出していますから、あるいはお読みになればいろいろな経過もわかるかもしれませんが、やはり情報を提供する立場というよりも、受け手がどうとるかという見方の広聴広報活動という視点も、送り手と一緒に受け手という両方の観点から見るのが大切だということが第1点であります。

それから、もう一つは情報の管理。県のそれぞれの部があつて、さまざまなイベント、事業が行われているわけでありまして、これをどのように管理されているかということが一つ問題ではないかと思うのですが、この点で言えば、岩手県は、各部のいろんなイベント等を含めた管理を一元的に広聴広報課で掌握されているのかどうか、そのことについても伺いたいと思います。

○野中広聴広報課総括課長 まず、最後の御質問の情報管理の部分でございますが、全県的には私どもで、例えば来年度の広報計画を立案する際に、全庁に御照会を申し上げて、1年間のそれぞれの広報の計画をいただきます。そういった中で、秘書広報室で持っている発信媒体に当てはめて、全体を調整し、しかも県政の重要な課題、取り組み等については集中的に発信するようにコーディネートをさせていただいているところでございます。

また、先ほど受け手と発信する側、両方の視点でということにつきましては、佐々木委員に御指摘いただいたとおりだと思いますので、今後そういったものに意を払いながら、検討あるいは実施していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○佐々木博委員 最後にしますけれども、広島県では、情報の一元管理について、各部の理解がなかなか得られなくて、そうなるまでに時間がかかって苦労したというようなお話

も実は伺ってきたものですから、今本県がどうなっているのかなということについてお聞きしたところであります。

いずれそういったことで、県の予算でさまざまな広報をすることも大切だと思いますけれども、後ろにもマスコミの皆さんがたくさん控えていますけれども、情報を発信してマスコミに無料でいろいろ取り上げていただくということもやはり非常に大切なことなのだろうと思います。ですから、マスコミの活用の仕方と言うとあれですけれども、そういったことも検討が必要ではないかなと思います。

あるいは広島県は、イベントがあると東京都でフリーペーパーをつくってみんなで配るとか、そういったこともやったこともあるようですけれども、媒体にもいろいろありますから、そのようなことも少し研究していただいて幅広く、特に今被災県で、だんだんと被災の状態が残念ながら風化しつつある状況もございますので、ぜひとも広報活動に一段の力を入れていただきたいと思います。答弁要りません。終わります。

○嵯峨耆朗委員 県政懇談会についてですけれども、開催の市町村、場所の決定の基準はどのようにやっているのですか。何かあるのですか。

○野中広聴広報課総括課長 今年度の県政懇談会の開催の考え方でございますが、やはり県政の最重要課題であります復興、この部分について特に重点的に取り組みたいということでございまして、広聴もその観点から取り組んでおります。そういうことで、どうしても開催地が沿岸が中心になるということございまして、昨年度の沿岸の開催状況を踏まえまして、今年度の沿岸の開催市町村を決定しているところでございます。なお、未来につながるプロジェクトといいますか、三陸ジオパークであるとかILCの関係も、非常に県の重要な取り組みでございますので、そのようなところに関連する市町村を開催地として開催しているというところでございます。

○嵯峨耆朗委員 大変ありがたいのですけれども、平成24年度、平成25年度と、久慈市にも2回来てもらって、宮古市にも2回行っているようですし、一関市にも2回行っている。一方で、平成24年度、平成25年度に1回も行っていない市町村もいっぱいあるのです。陸前高田市、八幡平市、田野畑村、奥州市、花巻市、洋野町、一戸町……。私はありがたいのですけれども、どうも偏っているのではないかと聞いています。その辺は今のような基準だけで判断しているのか、どうなのでしょうかと聞いて。なぜこれだけ違うのかというのを伺いたかったのです。洋野町にも1回も行っていないですね。

[工藤大輔委員「行っている。」と呼ぶ。]

○嵯峨耆朗委員 これには書いていなかった。学校に関してか。そういう形もあるでしょうけれども。

それと、先ほど伺った市町村要望の現状について、るる説明がありました。それで、前よりもいいと思っているのかというのを率直にお伺いしたい。増田知事の時、確かに現場を見に行ったのです。柳村委員が言っているとおり、現場を知事が見たからすぐ直るなんて期待していませんから、我々は。実際には、住民も。ただ、こういうのがあ

という問題を現場で見てもらいたいというだけの話なのです。そういった面からすると、過去のほうがずっと私はいいと思っているのですけれども、皆さん方はどう思っているのでしょうか、率直にお伺いしたいのですけれども。

○野中広聴広報課総括課長 先ほどの繰り返しの的などところもあるので大変申しわけございませんが、やはり平成22年度の振興局4局化になって、この趣旨は地域のことはできる限り地元で迅速に処理し、完結するという考え方でございますので、そういったことに基づいて、いわゆる市町村要望についても考え方を同じくしているものでございます。

また、先ほどお話し申し上げましたように、広域振興局長が把握した内容については、当然知事にも上げているわけですし、私どもでも全市町村の要望等の中身については取りまとめて報告をさせていただいております。

○嵯峨老朗委員 そういうことを聞いているのではなくて、それでいいと思っているのかどうかを聞いているのです。前よりいいと思っているのかということです。

○野中広聴広報課総括課長 個人とかではないですが、いずれ岩手県の県政を4局で推進していくという考え方については、非常にスピーディーに処理できるということでございますので、広聴の部分もそのような考え方にのっとなって進めておりますので、現在はこういった形で進むのがいいのかなと私は考えております。

○嵯峨老朗委員 いろいろな場所に行ったほうがいいと思っています。この平成22年、平成23年、平成24年も見なければわからないのかもしれないかもしれませんが。

野中広聴広報課総括課長に答えてもらうのが適切かどうかわからないのですけれども、本当にそう思っていますか。実際四つの広域振興局になって、広域振興局が把握するのは当たり前の話です。地域で解決します、それは当たり前の話です。そうではなくて、知事が実際に現場に行ってみるとか、耳で実際に聞いてみるとかということがやはり必要ではないですか。本当に今の方がいいと思っているのですか。野中広聴広報課総括課長に聞いているというよりも、県の広聴としてどうなのかということ。どなたでもいいですけども。

○水野秘書広報室長 ただいま野中広聴広報課総括課長からお答え申し上げたわけでありましたが、やはり振興局4局体制という大きな変化の中で、地域の中で、一つ一つお聞きしながら次のステップに向かっていく。そういう一つの流れがあらうかと思えます。その中で、そういう仕組みづくりというのが一つ一つできてまいりまして、四つの広域圏の中で四国4県の広さがございますから、そういう地域の中でステップアップをしようというようなことが一つの流れとしてあらうかと思えます。

過去の中でも、10年前、あるいは15年前、20年前と色々な変化がされてきてございますので、その都度、試行錯誤ということで、その時点時点でベターなのか、ベストなのかと、そういう仕組みを考えながらやってきたのではないかと思っておりますので、やはりやってみて次のステップが見えるということもあらうかと思えますし、それはいいのかどうか、やってみた結果を踏まえながらいろいろなことを考えていくということが、行政の

中で一つの大きな仕組みを検討する際の考え方ではないかと思しますので、固定するということはあるのかなのか、これはまた現時点でお答えすることはできませんけれども、その時点時点で、また次のステップを考えながらベストな状態を考えていくということになろうかと思ひます。嵯峨委員の御質問に対しての直接のお答えになるのかどうか分かりませんが、そういうことで御意見を賜りたいと思ひます。

○嵯峨耆朗委員 確かに毎年の要望内容は8割、9割、大体一緒だったというのがあって、ここも見たということもあつたやには聞いていますけれども、2年に1回ですとか、例えばことしはこの地域にとかのほうが知事にとつてもいいのではないですか。本当は行きたいのではないですか。わかりませんが。そのようにやつたほうが生の声が聞けるのではないかと思ひますので、ぜひそのようにすればいいのではないかと期待します。

あとは、単純な話になりますが、このわんこきょうだいですが、よく名前を聞くのですが、これを一つのキャラクターとして利用しようとした場合に、五つ全部を入れろと言われると。これを見てもわかるとおり、何て書いているかさっぱりわからない。ふなっしーとか、くまモンとか、ぐんまちゃんとかいろいろあるのですけれども、気持ちはわかるけれども、これだとアピール度が弱いのではないかと思ひたりしているのですけれども、そうは思ひませんか。実際に、全部入れろと言われて現場なんかも困っているのです。どうなのでしょう。そこをお聞かせ願ひたいのですけれども。

○野中広聴広報課総括課長 わんこきょうだいにつきましては、県の統一イメージキャラクターということで全庁的に広報を発信してございます。今の嵯峨委員の御指摘にございました、全部を入れてというのはなかなかどうなのだろうという御質問でございますが、これは使い方につきましては、それぞれ一つずつ活用もできますし、あるいは五つ全体で活用することもできますし、その時々に応じて発信形態を変えていただくことも可能でございます。いずれにしても、このメインキャラクターはそばっちになっておりますけれども、こういったメインキャラクターを中心に五つのわんこきょうだいというようなものを全庁的に発信をしていこうと考えております。

○嵯峨耆朗委員 決まつたから仕方がないのですけれども、何かもう少し扱いやすく、わかりやすくなればいいなと思ひて。気持ちはよくわかるけれども。わんこちゃんにしたらどうですか。何かそのようにしたほうがぱつとわかりやすいような気がするのです。思ひはわかります。国体を前にして、インパクトをもつと絞つたほうが。しゃべつたからといって変わらないでしょうけれども、そういう意見もあるということもぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○岩崎友一委員長 答弁はよろしいですか。

○嵯峨耆朗委員 もしあつたらいいのですが、ないでしょう、多分。もしあれば。

○水野秘書広報室長 従来より五つの地域ごとのセットという形でインパクトになるという考え方でありまして、一つ一つが地域の中で特性を持って活躍できるということもあるかと思ひます。ワンセットでということもありますし、また場合に応じて一つで大きく

飛躍すると、あるいは一つでアピールするというのも可能かと思しますので、五つであるというのは選択肢あるいは形態に応じて、どの選択肢を選んでもアピールできるというように捉えていただくと見方も変わってくるのではないかと思いますので、五つ並べるといふ視点にこだわらずに、どれが一番その場面で適しているのかということと考えながら、一番効果のあるものを前面に出してPRしていくという捉え方で今後進めてまいりたいと思いますので、どのような形でやればいいのか、またその都度検討してまいりますけれども、その都度ベストな形でやっていきたいと思しますのでよろしくお願いたします。

○久保孝喜委員 私も、広報広聴活動全般の中で、御指摘が続いています県政懇談会の余りにも形式化、セレモニー化した実態、それから市町村要望に知事が出席をしなくなったことの是非を含めて、改善の余地は大いにあると思っております。ちなみにですが、例えば市町村要望に関して申し上げれば、市町村の反応、あるいは広域振興局の職員の皆さん方の思い、あるいは一般県民がこの事態を知っているのかどうかも含めて、何か検証した経過というものはあるのですか。そこをまずお聞きします。

○野中広聴広報課総括課長 県政懇談会あるいは市町村要望についてでございますが、県政懇談会の開催形式等につきましては、今年度につきましても、出席者及び当該市町村から実施方法について、毎回開催する都度、ヒアリングといたしますか、お話を聞いております。今の方法については、基本的には今の方法に対して反対だというようなお話はなく、1時間程度の県政懇談会ではあるのですが、時間的にも、あるいは人数的にも、今のままでいいのではないかとというのが大方の評価になっています。

それから、市町村要望につきましては、これについては特に私どもで何かアンケート調査等をとったわけではないのですが、今の形態について改善要望等が具体に出されているというようなものはございません。

○久保孝喜委員 先ほど柳村委員から指摘があったように、広聴広報の仕事というのは、今日においては極めて重要なセクションになっているわけです。なっているがゆえに、その事業が果たして情報を出す側の意図に沿った形で受け取られているかどうかというモニタリングというのが、これまた極めて重要な話なわけです。そういう体制が、今御答弁あったように、どういう形かはわかりませんが、特に反対の声はないみたいな話は、実に感度が低いと私は思います。私たち自身も含めてさまざま、市町村職員や、あるいは現場の広域振興局の職員などから話を聞くについては、今答弁があったような雰囲気とは全く違うということは、ぜひ肝に銘じていただきたいと思うわけです。

きょうの説明の中にも希望郷いわてモニターの話がございましたけれども、広聴広報に特化したモニタリングの体制というのを、まさに客観的に県民の思いというところに立脚して、一度本格的にやるべきなのではないでしょうか。そういうことがない限り、恐らくほとんどの事業がひとりよがりになっていく。まして、理屈に理屈を重ねておかしい話になっていくというようなことが私は散見されると思うのです。

先ほど嵯峨委員からキャラクターの話が出ましたけれども、冗談めいた話ですけども、

テレビで例えばくまモンが、ふなっしーが大いに注目されたりしているときに、私のそばにいる、どことは言いませんが、市議会議員が岩手県でもやったほうがいいのかというような話をしたりする実態が現にあるわけです。そういうことを含めてモニタリングということは極めて重要だと思うのですが、その点は何かお考えあるでしょうか。

○野中広聴広報課総括課長 先ほど県政懇談会、市町村要望についてだけコメントさせていただいたわけですが、情報発信につきまして、どう県民が受けとめているかというのは非常に重要な視点だという御指摘でございました。まさしくそのとおりだと思っております。私どもでは、県民意識調査とか、あるいは希望郷いわてモニターの方々を対象にした調査を実施してございまして、どういった情報の媒体で県政の情報を把握しているのかといったところを調査してございます。そういった中では、やはりテレビとか、新聞、そしていわてグラフ、ホームページの順に非常に高いということが把握できておりますので、そういったものを前提に情報発信に取り組んでいるというところでございます。また、モニタリングの考え方というか、今後の改善につきましては、久保委員の御指摘等も踏まえまして参考にさせていただきながら、今後の検討に生かしていきたいと思っております。

○久保孝喜委員 やっているのだと、それから、これからの決意表明も若干あったように受けとめましたけれども、例えば紙媒体における新聞広告の認知度はどのようになっていますか。

○野中広聴広報課総括課長 新聞広告につきましては年7回ということで、実際は年間70テーマについて発信してございます。これにつきましては、県内4紙につきまして、全県のおおむね50%以上の購読率となるように情報発信しておりまして、そういった形で県民に情報が伝わっていると考えております。

なお、今新聞についての御質問だったのであれですが、県のお知らせ、県政の情報の発信につきましては、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、それから今コンビニエンスストアとの協定に基づいて情報発信をさせていただいておりまして、年間約1,000件のテーマで情報発信をさせていただいております。

○久保孝喜委員 結局思いがあって情報発信する。しかし、それがどれだけ受けとめられているか、どれだけ認知されているかについての検証は、実際のところはないわけです。それでいいのかということです。電波媒体であれば視聴率という形で出るからいいのでしょうけれども、ほかの紙媒体について、ではどうなのだと聞かれたときに答えられないわけです。そこも含めてモニタリングの体制ということを考えるべきだと、そのことなしにこの事業は成立しないと私は最後に申し上げておきたいと思っております。

○小田島峰雄委員 先ほど柳村委員の質問に対する答弁を聞き漏らしたかと存じますので、改めてお聞きしますが、現在市町村長と知事が直接会って、ざっくばらんな意見交換をする場というのは年に何回あるのかということをお聞きをしたい。あるとしたら、持ち方については、市町村長、全部一緒にやられておられるのか、あるいは市長会とか町村会ごとにやられておられるのか。それと内容についても若干、繰り返しになるかもしれませ

んけれども、御答弁をお願いしたい。

○**水野秘書広報室長** 詳細なデータは持ち合わせていないのですけれども、通例的には市町村長との会議がございますし、町村会あるいは市長会からの要望なり、そういう場でもお会いしているというところなんです。それから、個々にそれぞれの市町村長からお話がありました際には、秘書課でもお受けいたしながら、その場所、知事室、あるいは現地ということも若干ございますけれども、そういう機会を通じまして、前回の決算特別委員会だったでしょうか、その際もちょっとお答え申し上げましたように、必要な場合にはセットさせていただいてお会いいただき、話を伺うという形にさせていただいております。それぞれの時間が多くとれて、機会が多くなれば、きちんと懇談をいただくということになるかと思っておりますので、お互いにそういう状況が合致しましたならば、極力そういう形でセット申し上げたいと思っております。

○**小田島峰雄委員** いっぱいしゃべらなくていいですよ。簡潔にお答えいただきたいと思っております。個々の要望があって、知事のアポイントをとって、知事室に来てお会いするというのはあると思っております。私が言っているのはそうではなくて、昔は数は多くなかったけれども、市町村長がざくばらんに県政に対していろいろな提言をする場があったのです。今はなかなかそういった機会がないという声が市町村長から聞こえますので、年間何回あるのですかと聞いたのですが、会議があったり、要望があったりという話は今ありましたけれども、きちんと市町村長と向き合ってお話をする機会があるのかということでございます。もう一度そこをお願いします。

○**中村政策地域部長** 来週の20日に、今年度も知事と、あと県の各部局長にも出ていただいて、市町村は基本的には首長、首長が出席できないところについては副市町村長が出られるところもありますけれども、意見交換をする場がございます。これは、知事を含めて県と意見交換したいというテーマを市町村からもお出しをいただいて、そういう意見交換をする場がございますし、今回は県が主催のものでございまして、あとは別途、市長会なり町村会が、首長が集まる場にこちらから知事が出ていってというような機会も、またございます。

○**小田島峰雄委員** 県主催のものもやっているのだというお話でございます。また、市町村長からそういう意見交換の場を求めて、年に何回かやってくれないかという要望は今あるのですか。

○**中村政策地域部長** 基本的には、今以上にそういう回数をふやしてほしいという話を私が直接はお伺いしたことはございませんけれども、先ほど各委員からお話をお伺いしますと、それぞれ個別の首長が、全体の間ではなくて、個々に知事とお話をもう少ししたいというようなことをおっしゃっているというようなことは私もお伺いしたことはございません。

○**小田島峰雄委員** 知事は多忙でございますから、年に何回もお会いする機会をつくるというのは不可能かと思っておりますけれども、そうであれば今度は出向いて行って、ブロックご

とでもいいでしょうし、そういう機会を大いに求めるべきだと私は思います。さっき出たがらないとか、会いたがらないなんていう話もありますけれども、だんだんそういうふうになってきたのではないのでしょうか。そんな印象を持っています。そういう点できちんとやはり、市町村重視ということをおっしゃっておられますので、そういう機会というのは積極的に持つべきだと思います。先ほど県政懇談会の話がありましたけれども、あのように広く胸襟を開いて県民と会っているというアライバづくりみたいな県政懇談会は、私は考えなくてもいいと思います。これははっきり申し上げておきたいと思います。以上です。

○水野秘書広報室長 御提言、深く刻みたいと思います。先ほども申し上げましたように、県政懇談会以外につきましても、例えば時間をとっていただいて、昼食でも一緒に食べますなんていう際にも首長からお話をいただく、あるいは先般年始めにも大船渡市にお邪魔させていただきましたが、知事も直接、例えば応急仮設住宅なり、あるいは地域の方と、あるいはそれぞれ施設の整備状況とか、そういう状況もごらんいただくような形に極力したいということもございますので、なるべく意向に沿うような形で地域には入っていきたいと考えてございますので、よろしくをお願いします。

○嵯峨亮朗委員 済みません、最後に。ずっとこの議論を聞いていて、このように説明してくれているので感謝しますけれども、我々はやっていることを責めているのではなくて、こうしたほうがもっといいのではないかと考えているのですけれども、野中広聴広報課総括課長の答弁を聞いてみると、私たちは間違っていない、ちゃんとやっていたということを知りたいのはわかる、それはいいのです。いいのだけれども、我々が言っているのは、そういう意見を聞いていませんと言うけれども、我々から意見を聞いていないのですか。そういう場でしょう。聞きたいのですよ、意見を、どう思うのかと。だから説明したのでしょう。だから、もう少し謙虚になって、本当にこれがいいのかどうかということをお聞きしながら進めていかないと、私は聞いているのです。ぜひそうしてもらいたいし、そうでなければ今こうやって説明する意味がない。聞く耳を持たないのであればなくていいと思ったのですが、ぜひ謙虚になって、いろんな意見を聞いてもらいたいです。もっとよくなればいいなと思って皆さん言っていると思うのです。

○水野秘書広報室長 野中広聴広報課総括課長からは、現状ということでお話しさせていただいていると思いますので、もちろんきょう調査いただきまして、やはりいろんな御意見があるということをお聞きしながら、まだまだ不足の点がございまして、そういう点をすぐに検討して実行できるかどうかというのはなかなか難しいところもございまして、その方向に向かいまして進んでまいりたいと考えておりますので、そういう気持ちでぜひご理解いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○工藤大輔委員 今回の広聴広報事業の中で、今説明をいただきましたが、ネット関係で、例えばフェイスブック、ツイッター以外にもさまざまな媒体がある中で、いろいろとターゲットを絞って広報広聴という取り組みもされているとは思いますが、またさらに強化す

べきと思い、今後どのような取り組みをやっていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

また、先ほどわんこきょうだいの話があったのですが、私は嵯峨委員と違って、これはいいなと思っているのです。というのは、コンセプトとか、また岩手県の状況をしっかりキャラクターにしたなと思うのですが、ただ恐らく活用の頻度も含めて露出が非常に少なかったり、使い方にやはり問題があるというか、ちょっと遠い存在になっていると思うのです。やはり県民により愛着を持ってもらおうと、そしてまた認知してもらいながら岩手県のキャラクターとしてやっていこうというのであれば、もう少し必要かなと思います、実際どのぐらいわんこきょうだいは出動しているのですか。

○野中広聴広報課総括課長 今後の広報の発信方法等でございますけれども、インターネット社会に入ってきてまして、本県も普及率が7割を超えているという調査結果もございます。そういった形で、インターネット社会に対応した形での、例えばツイッター、フェイスブック等々、さらに充実、活用していきたいという方向性は持っております。

また、統一イメージキャラクターのわんこきょうだいについてでございますが、これは国体でもキャラクターとして採用していただいて、相当のPRをしていただいております。また、観光部門や流通部門、県産品関係といったところでも相当県内外で活用いただいていると理解しております。昨年度といいますか、平成25年度の県内のゆるキャラでは、わんこきょうだいは1位になったということもございます。そういった意味では、県内では相当知名度もあると。ただ、全国に対してどの程度あるのかというものは、前回の全国のゆるキャラでは350位から400位以内ですので、なかなか認知度が広がっていないというところがございますので、この辺のところはいろいろな御意見も参考にしながら、今後イメージキャラクターの発信というものもあわせて検討してまいりたいと思います。

○工藤大輔委員 ネットの話では、例えばニコ動を含めて、いろんなところがあると思いますので、さらにターゲットを拡張しながら、またポイントを絞りながら、それらが岩手県への誘客につながったり、岩手県の応援団としてさまざまな取り組みを通じながら活動してくれるという期待を持つためにも、そういった分野にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

わんこきょうだいが県内で1番だったというような小さい話ではなくて、市町村のキャラクターよりもどこよりも、岩手県で1番だというのは当たり前だと思いますので、しゃべらないのだけれども、しゃべらせてみるとか、少しインパクトが残るように、動きも、かなり制限がある動きのようなのですけれども、ふなっしーに負けないぐらい跳んでみるだとか、いずれインパクト、印象に残るような取り組みも必要だと思います。これは冗談も含めたのですが、まず考えてもらいたいと思います。

あと、先ほど来、市町村長との関係、また市町村要望、また県政懇談会ということの話題がかなり出ておるわけですが、知事は四つの広域振興局に任せたい、そしてそこを中心という思いがあって、任せている分野はあるのだと思います。それは理解すると

ころなのですが、さまざまな意見交換をする際に、先ほど来あったのですが、やはり内容が、もっと深まっていったり、終わるときには盛り上がり、よしという気持ちでその会を終わるような形になっていけばいいと思うのですが、柳村委員から事例発表というような話もあったわけですが、決してそのようなことにならないように、そして参加している方たちはいろいろと考えて発表するわけですが、事前にそれらは把握していることだと思つたので、それは頭に入れながら、ではどうしていけばいいのだという実質的な分野というものを取り入れながらやったほうが内容的にはいい結果が出てくるのではないかと思います。

例えば私もこの県議会議員の仕事をやっている中で、自分の選挙区、自分が首長だったら何をするのかと、何をしたいのかという思いを持ちながら仕事をやっているつもりです。恐らく県庁の職員の方々もそうだし、知事も当然そうなのだと思います。自分が、知事だけではない、盛岡市長だったら、あるいは洋野町長だったら、それぞれそういう思いを持ってやらなければ、そこの課題というのを本当に捉えられないし、地域の課題を理解できないのだと思うのです。ということであれば、現場を見ていただくというのは大事だと思いますし、またそこでできないならできないなりの理由、あるいは知事に見てもらった中で検討されているのだと、あるいは考えてもらっているのだと、意を用いてくれるのだというような期待を持ってもらうというのも必要なのではないのかと思います。

市町村要望の回答を見れば、広域振興局長の、あるいは部長の回答を見れば、予算がないのでしようがないというのはあるのですけれども、答え方も含めて、いろいろとまだやり方、考え方があるのだと思いますので、それらはやはり内部でもっとよりよい情報提供であったり、これはできないけれども、こういったことならできるのだという、実際にもうちよつと踏み込んだ話をもっと深めていただいて地域の課題に取り組んでいただきたいと思つたので、何か所見があればお願いします。

○野中広聴広報課総括課長 現在の県政懇談会の形式、中身等につきまして、いろいろと委員の皆様から御意見を頂戴いたしましたので、より実のある県政懇談会となるよう、今後意見を参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思つた。

また、今年度につきまして、できるだけ県政懇談会の機会を捉えて現場を見ていただくような形の設定もしてございますので、来年度以降もそういった部分をさらに広げていきたいと思つております。

また、市町村要望につきましてたくさん御意見を頂戴しました。そういった意見も参考にしながら、特に対応方法等につきましては、より市町村側に県の考えが伝わるように対応していきたいと思つております。よろしくをお願いします。

○岩崎友一委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって広聴広報事業について調査を終了いたします。補助員の方は退席されて結構です。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の準備状況について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、当局からの説明を求めます。

○小友総務課総括課長 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の準備状況について、お手元の資料により御説明を申し上げます。

1 ページ目でございますが、これまでの経過でございます。平成23年3月11日の東日本大震災津波による甚大な被害の発生により、見送りされておりました第71回国民体育大会開催に関する決議が、平成24年3月21日、2月県議会定例会におきまして、全会一致で可決いただいたところでございますが、昨年7月24日に、日本体育協会の理事会におきまして、本県での平成28年国民体育大会開催が正式に決定いたしました。これに伴いまして、全国障害者スポーツ大会の本県開催も決定いたしました。

また、昨年3月26日には、同じく2月県議会定例会におきまして、平成28年国民体育大会冬季大会を招致し、希望郷いわて国体を完全国体として開催することを求める決議が、それも全会一致で可決いただいたところでございます。冬季大会につきましては、本日午後開催されます日本体育協会理事会におきまして、本県開催が正式決定される予定となっております。決定されれば完全国体となり、平成7年の福島国体以来21年ぶりとなります。

それぞれの会期、実施競技でございますが、国体の本大会の会期は平成28年10月1日から10月11日まで、ただし水泳競技が前倒しで9月4日から9月11日までで、実施競技は正式競技37、特別競技1、公開競技4、デモンストラーションスポーツ29の計71競技でございます。全ての競技を県内で開催いたしますし、県内全ての市町村におきまして競技を実施いたします。冬季大会は、本大会前の平成28年1月下旬から2月下旬までの間に、スキー競技会とスケート、アイスホッケー競技会が開催されます。全国障害者スポーツ大会は、国体終了後の10月22日から10月24日まで、個人競技6、団体競技7の13競技、現在競技の選定中のオープン競技を加えて開催されます。

平成28年は、リオデジャネイロオリンピック、パラリンピックも開催されることから、オリンピック、パラリンピックで活躍した選手の両大会への出場や、4年後の2020年の東京オリンピック、パラリンピックを目指す有望な若手選手の出場によって質の高い競技が繰り広げられ、両大会が盛り上がり、と考えております。

2 ページをお開き願います。平成25年度の4月に国体・障害者スポーツ大会局が発足し、3年後の両大会開催に向け、本格的な準備をスタートしたところでございます。両大会に

ついて県民の皆様に御理解をいただき、盛り上げを図っていくとともに、競技や式典、輸送・交通、宿泊等の各部門の実施に向けて、基本計画の策定など大枠を固めるための作業を進めてまいりました。平成26年度は、開催まで2年となることから、県民総参加の機運を一層盛り上げていくため、県民運動の取り組みを本格始動するとともに、各部門につきましても実施に向け具体的な検討を進め、詳細を固めていく年と捉えております。

冬季大会につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、本日正式決定される予定でございますが、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会が、冬季大会の準備業務も所掌することといたしまして、開催まで丸2年しかございませんが、万全の準備を行ってまいります。

3ページをお開き願います。項目を幾つかのグループに分けて、本年度と来年度の取り組みについて御説明申し上げます。まず、広報・県民運動でございますが、平成25年度は大会開催の周知を図ることにより、県民総参加の機運醸成に取り組んだところでございます。

広報では、積極的なPR活動の展開ということで、国体のマスコットキャラクターでございますわんこきょうだいについて、市町村ごとの御当地バージョンや、実施競技ごとの競技バージョンなどを作成し、関係者にお配りしたところでございます。イメージソングやダンスも制作いたしましたして、10月19日に開催いたしました開催決定イベント、希望郷いわてスポーツフェスタにおいてお披露目を行ったところでございます。ダンスにつきましては、12月からキャラバン隊が小学校、幼稚園、保育園等を訪問して、普及活動を行っております。

県民運動では、リンドウなど13種類の花いっぱい運動の推奨花を決定するとともに、県民運動ガイドブック、リーフレットを作成、配布したところでございます。本日委員の皆様にも、お席のほうにこのガイドブック、リーフレットを配布させていただいております。

平成26年度は、県民運動の取り組みを本格始動するとともに、具体的に動き出すいろいろな準備業務や県民運動に関する情報を発信することにより、県民総参加による開催準備の促進と一層の機運醸成に取り組んでまいります。

広報では、冬季大会を含めた公式ポスターの制定や、今年度から引き続いてのキャラバン隊によるダンス普及などを予定しているほか、両大会における報道業務の円滑な運営のための連絡調整を図るため、地元のマスコミの方々などを構成員とする報道委員会の設置を予定しております。

県民運動では、花いっぱい運動推奨花の試験栽培や、市町村と連携しての県民運動の主体となる団体、組織の掘り起こし、大会運営ボランティア募集に向けた準備などを進めてまいります。

次に、4ページをお開き願います。競技、式典、施設等の各部門でございますが、平成25年度は各部門の大枠の確定と施設整備を推進したところでございます。まず、競技関係では、昨年12月12日に各競技会会期が決定されました。施設に関しては、市町村の競技施

設整備に対する補助を行っているほか、式典、情報通信、輸送・交通、医療・救護、警備・消防の基本計画や宿泊施設充足の対策要項を策定したところでございます。そのほか、年度内に第4次の競技施設の整備計画や、開・閉会式会場等整備基本計画、衛生関係の対策要項を策定することとしております。平成26年度は、各部門において具体的な検討を進め、実施内容の詳細を固めることとしております。5ページにもかかりますが、競技では、日本体育協会の承認を得る必要がある大会実施要項総則案を作成します。式典では、式典実施計画を策定します。施設では、平成27年度に行われるリハーサル大会までに必要な施設改修を終了できるよう整備を進めるとともに、開・閉会式会場等整備の基本設計を策定いたします。そのほか、宿泊では合同配宿業務の委託を行うほか、各部門で実施要領や実施計画等、より詳細な内容を検討していきます。

次に、5ページでございます。全国障害者スポーツ大会でございますが、これにつきましても、平成25年度は大枠の確定ということで、基本計画の策定や、600人必要と見込まれる情報支援ボランティア養成のための準備を進めてきたところでございます。

平成26年度は、会場地の配置や施設利用の検討を進め、会場整備基本設計を策定するとともに、情報支援ボランティアの募集等を進めてまいります。

6ページをお開き願います。市町村運営費補助及びリハーサル大会補助でございますが、平成25年度は運営費の調査やヒアリングを行うとともに、先催県の状況を参考に補助対象経費の範囲や、補助単価、補助率等についての検討を進めているところでございます。

平成26年度は、平成27年度のリハーサル大会及び平成28年の本大会の実施に向けて、補助内容の詳細を固めることとしております。

最後に、募金・企業協賛でございますが、平成25年度は、県内企業約250社を訪問して、募金、企業協賛をお願いいたしました。12月末現在で、募金については約1億1,100万円、企業協賛については約6,000万円という状況になっております。平成26年度は要請する企業の拡大や、適時適切な意向確認の実施、各種イベント等における募金活動に加えて、街頭での募金活動の実施など、取り組みを強化してまいります。

以上で、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の準備状況についての説明を終わります。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○柳村岩見委員 大会運営費補助について、さきに開催された県では3分の2補助であったと。それが今2分の1補助を岩手県では検討しているということについて、どの辺まで検討されて、決定はどの辺で市町村に告知をするのか、補助率の問題と、それからそのことを伝える時期について1点。

それから、第1巡目の岩手国体における県民総参加という意味と、その当時の社会背景、県民状況、その結果として生まれた大成功という成果、その大会運営のボランティアとか、主体的大会を支援する団体の発掘とかと書かれていますけれども、あの当時、自治会というものが国体のために発足されたという市町村もあったりして、その団体の創生期とマッチングをした。その盛り上がり結果として成功に結びついた。今例えば自治会活動とい

うのは、どちらかというところと停滞している。それを盛り上げてマンパワーとして一緒にやってほしい、一緒にやろうという話ですけれども、そこは1巡目の国体のときと状況が違う。それをどうまとめ上げるのかという話については非常に難しい問題で、皆さんがなかなか手をつけづらい。県が市町村に言いました、今度は市町村がそういう団体に言えば済むだけの性質の問題ではなく、言いました、伝えました、言われましたということだけでは済まない問題があるのだけれども、その辺のコーディネートというのは心配していますか、心配していませんか。心配しているとすれば、どう心配されて、どう展開して、再構築を図らなければならないと思うのかお尋ねします。

○小友総務課総括課長 まず1点目の運営費に係る市町村への財政支援の関係でございますが、柳村委員がおっしゃられましたとおり、国体の運営費につきましては、先催県では3分の2補助でやっているということは承知してございます。先ほど簡単に申し上げたのですが、今年度、競技ごとの所要額調査やヒアリングを行ったところでございますが、現在先催県の補助の状況等を参考にしながら、競技会運営に係る補助対象とする経費であるとか、経費の範囲であるとか、補助単価、補助率のあり方についてさまざまな角度から検討させていただいているところでございます。これにつきましては、さきに市長会、町村会から、先催県と同率の補助率でやってほしいと御要望もいただいておりますので、それらも当然しんしゃくしながら検討を進めていくところでございます。

それから、伝える時期ということでございますが、リハーサル大会、本大会というように平成27年、平成28年という流れでスケジュールが進みます。そういう関係もございまして、特にリハーサル大会については平成27年には執行しなければならないということがございますので、逆算してみますと、できれば平成26年度の初めには市町村に原案を持って伺いたいということを考えてございます。その意向を伺った上で詰めていくのではないかと考えているところでございます。

県民総参加の関係でございますが、昭和45年国体の際には大変盛り上がったというのは重々承知しているところでございます。その結果として、盛岡市とか各市におきましても、そのときに結成された地域おこしとか、そういったグループ、団体、組織が今も継続して活動しているという状況も承知しているところでございます。そういった中で、昭和45年と現状が違うということについては私どもも十分認識してございまして、昨年県民運動を進めるガイドブックの策定に当たって、広域振興局単位でございましたが、各市町村の国体、障害者スポーツ大会を所掌する方々にも集まっておきまして、県民運動について、こういう形で進めるということでガイドブックなりリーフレットを作成したいということとあわせて、市町村における運動の状況であるとか、進め方について意見交換をしたところでございます。

ただ、県の実行委員会側が市町村に対してやりなさいというだけではうまくいかないだろうという認識は重々わかってございまして、国体・障がい者スポーツ大会局の中でも、市町村と一緒にあって、それこそ靴を踏み潰すまで歩いて、理解を得て、県民運動を盛り上

げていく必要があるのではないかとということで話をしているところでございます。そういうことで、新年度には実際に歩き始めなければならないということで、新年度はどういった形で歩くのかというあたりを、今後ここ2カ月、3カ月のところで方向性を固めていきまして、新年度、用意ドンで市町村と連携をしながら、運動の盛り上げのために動いていきたいと考えているところでございます。

○柳村岩見委員 一つ目の質問と二つ目の質問は関係があると思います。2巡目の国体開催の今までの過程においては、東日本大震災津波の被害を受けて、県は1回やらないと言った。そこで1回水を差している。大会運営といったときのその運営費について、他県では実施したときに3分の2補助であるということ半分にするとかと言って、2度目の水を差しているのです。それでいて、国体という中身は、市町村それぞれに競技を分担して大会をしていただくという中身があるわけです。そこで、大会運営費補助の中身がまた水を差すような内容であったということは、この大会を成功に導くために、どこの窓口の人たちの力をかりるのかということ考えたときには、そら恐ろしい話なのです。借金財政、借金しないとか、手持ちで頑張るとか、別に派手にならない大会だとか、それはそのとおりだけれど、ここは、かなり根性を決めて、ある程度何もかも出し切ってまでもとか、あるいは少々お金を借りてまでもとか、ぱっとやるという姿勢を県がある時期に示さないと盛り上がりがない。実際県がやるわけではないのだ。各競技の運営をやらされるのは市町村です。人を出すのも。その答弁で終わります。

○松岡国体・障がい者スポーツ大会局長 運営費補助の件でございますけれども、まず御理解いただきたいのは、私は2分の1補助ということで御提案したということではございません。例えば対象範囲を広げて、そして2分の1補助にするとか、そういう考え方を示したわけでありまして。ただ、先ほど小友総務課総括課長から申し上げましたとおり、市長会、それから町村会からも御要望がございました。それから個別の市町村からもそういう同趣旨の要望もございます。そういう中で、運営費補助とリハーサル大会補助がございすけれども、一番市町村にとっていい補助のあり方というものを勘案しながら、当然そういう要望というものは十分踏まえて、補助制度の中身は構築してまいりたいと考えてございます。

それからあと、柳村委員がおっしゃったとおり、いつの国体でも同じですけれども、今度の国体は、県だけではなくて、やはり市町村の皆様、そしてあとは県民の皆様、企業、団体の皆さんと一緒に盛りが上がっていかないと成功はないであろうと考えてございます。昭和45年のときは状況も変わってございます。そういう中で、どうやってみんなで心をつなげて、国体を成功に向けるのかということ私ども常に頭の中に入れてながら、とにかく一緒になってやるという気持ちで取り組んでまいりたいと考えてございます。

○佐々木博委員 きょうの午後3時ですか、正式に冬季国体が決まると完全国体ができるということで、大変うれしいことでもありますし、本当に県民総力を挙げて成功にしていかなければいけない国体であると思っておりますが、私も昭和45年の1巡目の国体のときと、

今本県が置かれている状況が一番違うのは、高齢化が非常に進んでいるということが大変大きいのだらうと思っております。2巡目国体をやった秋田県の話聞きますと、1巡目のときは、秋田県もそれぞれ民泊をしていただいて、みんなでおもてなしができた。しかし、2巡目のときは、みんなが高齢化していて、とてもそこまではなかなかできなかったというお話を聞いてまいりました。多分このことは本県にも当てはまるのではないかと思っております、したがって宿泊の関係がどのような対応になるのか、その辺について若干心配しているわけでありますが、まず一つはそのことについて伺いたいと思います。

それから、もう一つは、同時に障がい者の大会が行われるわけでありますが、ここにも書いてありますけれども、泊まっていた中で、宿泊施設の風呂を初めとするバリアフリーの関係がやはり必須だらうと思うのです。それで、これが心配ないぐらい整備されているのであればいいですが、恐らく実態はそうではないのではないかと思います。かつ、基本的には、それぞれ民間の宿泊施設なわけでありますから、恐らく補助というのも難しいのではないかと思います。そうしますと、バリアフリー化について、現状をしっかりと把握して対策を練るということにはなるのですが、具体的に何か考えていらっしゃるのかどうか、このことについてもあわせてお答え願います。以上でございます。

○安部施設課総括課長 宿泊施設の確保に関するお尋ねでございます。宿泊施設に関しましては、本当に県内で十分に間に合うのかというような御心配があらうかと思っております。そこで、昨年度につきまして、国体・障がい者スポーツ大会局で県内の宿泊施設の調査を実施いたしました。そこで、国体に提供できる宿泊人員がどのぐらいあるのか、おおむねの数を把握してございます。県内全体ですと2万8,000人ほどは収容できるというような状況でございますが、やはり各市町村でばらつきがございます。宿泊する人数も各市町村、競技によって大分異なるということもございますので、今年度、各市町村の宿泊見込み、競技数の宿泊、それから各市町村に実際泊まることのできる人数、これらを日別に考慮いたしまして、仮の宿泊、仮の配宿シミュレーションを実施しております。

確かに一部市町村では大分足りないという結果が出ておりますけれども、その場合に、例えば隣の市町村の宿泊施設を利用するというような対応をシミュレーションしてみました結果、おおむね間に合うのではないかとというような結果が得られたということでございます。また、実際には、まだ先の2年後の話でございますので、宿泊施設の確保につきましては、丁寧に宿泊施設を回ってお願いして、しっかりと確保していくという対応が必要だと考えてございます。

いずれ万全な体制で、全国から来る選手、観客の皆様をお迎えできるように、しっかりと対策をとってまいりたいと考えてございます。

○伊藤特命参事 ただいま佐々木委員から御質問のありました障害者スポーツ大会のバリアフリー化でございますが、私どもの所管は、選手の皆さんの日ごろの練習の成果が十分発揮できるような競技施設のバリアフリー化、さらには移動、宿泊施設のバリアフリー化、そしてできればまち歩き等でのバリアフリー化といった形でバリアフリーということをと

えてございます。

そのバリアフリー化につきましても、ハードとソフトがあるかと思えます。つまりハードと申しますのは施設設備のハードのバリアフリー化、ソフトと申しますのは、例えば接客する、もしくは選手の皆さんをサポートする県民の皆さんのバリアフリーと申しますか、お手伝いと申しますか、そういったバリアフリー化という面で捉えておまして、私どもができる可能な範囲、それから他部局との連携によりますバリアフリー化について取り組んでまいりたいと思っております。

また、佐々木委員御質問のバリアフリーにつきましても、昨年12月でございましたが、関係団体、障がい者の皆さんとか、会場地、開催地の市、町の担当の皆様と競技施設についてのバリアフリー化について、実際に行きまして調査をしております。こういったことも踏まえまして、来年度はさらに進めたバリアフリー化とか、また実際に宿泊施設、もしくは商店街の皆様が障がいをお持ちの方のように対応をするのかと申しますか、おもてなしをするのかといったことの講習と申しますか、研修みたいなものも考えまして、一層のバリアフリー化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようでありますので、これをもって希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の準備状況について調査を終了いたします。

この際、総務部から東日本大震災津波関連の法人県民税均等割の減免措置について発言を求められておりますので、これを許します。

○小向税務課総括課長 東日本大震災津波関連の法人県民税均等割の減免措置につきまして御報告を申し上げます。

お手元にお配りしております、東日本大震災津波関連の法人県民税均等割の減免措置についてと書いた資料をごらん願います。

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた法人の支援を行い、早期の事業再開及び事業の継続を促すために、発災日から3年間、法人の3事業年度分ということでございますけれども、時限的な措置として法人県民税均等割の免除を講じてきたところでございます。平成26年3月10日までに終了する事業年度をもってその期間が満了することとなりますので、この場であらかじめ御報告をさせていただくものであります。

1の当該措置によるこれまでの減免実績でございますが、平成25年11月末現在で、県全体ですけれども、1,466社の法人に対して、右端の下になります、延べで3,794件、約1億4,000万円が免除されたところとなっております。このうち、沿岸12市町村に所在する法人が免除を受けた部分でございますけれども、これは表の上の行、沿岸12市町村と書いた部分の右端の欄でございますが、延べで3,727件、1億3,600万円ほどとなっております。

また、2の沿岸12市町村の減免措置状況でございます。沿岸12市町村のうち、法人市町村民税均等割の減免条例を制定した大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町では、既にこ

の減免措置は期限満了ということで終了しております。宮古市においても、平成26年3月10日をもって終了することとされております。

また、3でございますが、宮城県、福島県、他の被災県はどうかと申しますと、両県とも平成26年3月10日をもって終了すると確認しております。

最後になりますけれども、今後とも引き続き復興産業集積区域における課税免除、いわゆる復興特区免除でございますが、これらを初めとした各種県税課税免除措置を適用するとともに、個別の企業の事情に応じまして、徴収猶予など納税の緩和措置を適用するなど、税制面から被災企業への支援をしっかりと実施してまいります。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かございませんか。

○嵯峨老朗委員 今の説明にかかわって、個人県民税というのはどうなっているのでしょうか。

○小向税務課総括課長 ただいまの御質問でございますが、個人県民税はどうなっているのかということでございますが、個人県民税につきましては、市町村の住民税の課税免除、それから非課税措置に連動して、県民税にも反映されるものでございます。震災関連の減免条例を制定した市町村、これは市と町でございますが、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町の5団体となっております。しかしながら、これもいずれも平成23年度ないし平成24年度に適用期間は満了になってございます。他の県北・沿岸の被災7団体においては、既存の災害減免条例を適用しまして、被災者個別の事情に応じた課税免除対応を行っていたと確認してございます。

現在はどうかと申しますと、それらの減免措置は終了してございまして、既存の制度として個人県民税均等割の非課税の制度がございまして、例を申し上げますと、障がい者、寡婦などにつきましては、給与収入にして204万4,000円まで、これを所得に直しますと125万円ほどになりますが、こういう方々に対しては均等割、所得割とも非課税、課税しないという制度がございまして。

それから、家族のある方の例を申し上げますと、盛岡市以外の例でございまして、4人家族で3人扶養の場合、給与年収にしまして210万円、これは所得にしますと128万8,000円ほどとなっておりますが、このラインまでは均等割、所得割とも非課税という制度があります。この既往の制度によって非課税措置が継続されると申しますか、従来どおりの部分ということになってございます。以上でございます。

○嵯峨老朗委員 ありがとうございます。この際ですけれども、I L Cについて基本的なことをお伺いしたかったのですが、今I L Cの誘致は決まったという感じの雰囲気の情報で岩手県に流れていますけれども、まず基本的なことの確認ですが、正式に日本に誘致するということは決まっていたのかということが一つと、岩手県に誘致が決まったというのはどういう意味で今言われているのかなという2点です。

○中村政策地域部長 I L Cの関係でございまして、国が正式に決めたかどうかというこ

とについては、国ではまだ正式には決めていないというのが結論でございます。昨年8月に、いわゆる国内の研究者から成りますILC立地評価会議が、それまで国内で候補地が九州と北上山地の二つ候補地がありましたが、研究者の方々が候補地を北上山地とすることで御決定はいただいているということでございますが、これについては日本政府が関与して決めたものではございません。文部科学省は、昨年、同じように日本学術会議に対しまして、このILCについての扱いの審議を依頼しておりましたけれども、日本学術会議からは9月末に、この問題については現時点ですぐ本格実施という結論を出せる状況ではない、二、三年かけて集中的調査のうえ、検討を進めるべきということを受けまして文部科学省では、来年度5,000万円の調査費の措置をされて、省内にタスクフォースを設置いたしまして、現在検討を進めているという状況でございます。

○**嵯峨耆朗委員** ありがとうございます。そうしますと、例えば我々が運動するというか、働きかける場合にも、まず国として誘致するということを決めてもらうように働きかけるのと、一方では国として岩手県というか、宮城県の県北も含めて誘致するように、そういった働きかけを現在行っているということの理解でいいのですか。

○**中村政策地域部長** 基本的には、今嵯峨委員からお話があったように、まだ政府として正式に決定しているものではないので、我々としては引き続き政府に対して、ILCの建設を正式に決定して進めてほしいといったような取り組みを、現在も進めておりますし、今後ともそれはしっかりとやってまいりたいと思っております。

○**嵯峨耆朗委員** もう一つの岩手県にどうこうというのはやはり同時に。

○**中村政策地域部長** 国内候補地の問題についても、当然政府としてまだ正式に決定しているものではございませんので、それもあわせて政府に働きかけをしていくと。これは政府だけではなくて、広く経済界とか、全体に対してそういった御理解をいただくような取り組みが必要であろうと考えてございます。

○**岩崎友一委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終わります。執行部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の1月の県外調査についてありますが、お手元に配付しております平成25年度総務委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。